

**平成23年度日本学生支援機構
「特に優れた業績による返還免除」の申請について**

平成16年度から、大学院第一種奨学金の貸与を受けている学生で、23年度中に貸与が終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。この制度は、在学中に特に優れた業績をあげた者を、各研究科等を経由のうえ茨城大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に奨学金の全額または半額の返還が免除されるというものです。

申請者は、下記により申請してください。

1 対象者

平成16年度から23年度までに第一種奨学生に採用された大学院学生で、23年度中に貸与を終了（標準修業年限修了・短縮修了・退学・辞退等）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者

2 申請場所

各学部学務係

3 申請期間

平成24年1月16日（月）～平成24年2月10日（金）

4 申請方法

- ①「業績優秀者返還免除申請書（様式1-1、1-2）」を各学部学務係で受け取る。
- ②「業績優秀者返還免除申請書（様式1-1、1-2）」に必要な事項を記入・押印のうえ、必ず業績証明資料を添付する。（申請用紙に直接入力可、修正液仕様は不可です。）
- ③大学院における成績証明書
- ①～③を含めた申請書等及び提出部数などは、学務係で確認のうえ提出してください。

(注) 業績優秀者返還免除申請者で返還誓約書の提出がない者については、日本学生支援機構で業績免除が不認定とされる場合がありますので、返還誓約書の提出締切日までに各学部学務係へ送付してください。

5 免除者の決定時期

平成24年5月下旬（予定）

日本学生支援機構または本学から各申請者に通知します。

6 問い合わせ先

学務部学生生活課生活支援係（Tel.029-228-8059）

《総合評価される業績の種類》

大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績が対象となります。

○ 評価項目

専攻分野に関する業績	機構が定める評価基準	評価項目		証明する書類
		大学院における教育研究活動等	専門分野に関連した学外における教育研究活動等	
1 学位論文その他の研究論文 (主要業績：学位)	学位論文の教授会で高い評価、関連した研究内容の学会で	①学位論文及びその他の研究論文について特に優れていると研究科委	②学会誌等への論文掲載 ③学術雑誌等への掲載 ④国際会議論文	①学位論文 ②論文別刷り ③掲載論文誌

<p>論文は最大 10 点、学会発表は 1 件につき 1 点、学位論文・学会発表以外は 1 件につき最大 2 点)</p>	<p>の発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文での内容が特に優れていると認められること</p>	<p>員会等で認められること</p>	<p>⑤学会発表 ⑥学会表彰 ⑦日本学術振興会特別研究員に採用 ⑧COE研究員に採用 ⑨科学研究費補助金等の研究助成金の獲得</p>	<p>④講演論文集 ⑤賞状等 ⑥研究業績目録等 ⑦日本学術振興会特別研究員採用通知 ⑧COE研究員採用通知 ⑨科学研究費補助金採択通知 ⑩各研究助成金の採択通知 ⑪その他</p>
<p>2 大学院設置基準 (昭和 49 年文部省令第 28 号) 第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果 (主要業績: 特定の課題についての研究成果は最大 10 点、それ以外については 1 件につき最大 2 点)</p>	<p>特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること</p>	<p>①特定の課題についての研究成果の審査結果が特に優れていると研究科委員会等で認められること</p>	<p>②権威ある大会や団体において評価を得たもの ・展覧会、演奏会への作品発表 ・指導員、審判・審査員等の資格取得及び審査・指導 ・全国的な競技会への出場</p>	<p>①賞状等 ②大会参加証明書 ③資格証 ④その他</p>
<p>3 著書、データベースその他の著作物 (前2号に掲げるものを除く。) (主要業績: 1 件につき最大 2 点)</p>	<p>前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること</p>	<p>①1、2以外の著書、データベースが特に優れていると研究科委員会等で認められること</p>	<p>②1、2以外の著書、データベース、解説記事等の著作物がある</p>	<p>①出版物 ②賞状等 ③研究業績目録等 ④その他</p>
<p>4 発明 (参考業績: 1 件につき最大 2 点)</p>	<p>特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること</p>	<p>①特許・実用新案等が研究科委員会等で特に優れていると認められること</p>	<p>②特許・実用新案などの取得あるいは出願</p>	<p>①出願資料 ②特許取得を証明するもの ③その他</p>
<p>5 授業科目の成績 (参考業績: 1 件につき最大 2 点)</p>	<p>講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を習得したと教授会等で高く評価され、特に</p>	<p>①優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められたこと ②成績評価等により特に優秀と認められた</p>		<p>①成績証明書 ②指導教員判定書 ③その他</p>

	優秀な成績を挙げたと認められること			
6 研究又は教育に係る補助業務の実績 (参考業績：1件につき最大2点)	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	①リサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること	②学外でのリサーチアシスタント、ティーチングアシスタントの実績があること	①業務内容報告書 ②指導教員の所見 ③その他
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (参考業績：1件につき最大2点、教育学研究科の専攻分野関連業績については主要業績としてカウント可)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等での高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること		①国内外における発表会等における受賞・入賞等	①賞状等 ②作品の場合は、当該作品の写真、コピー等 ③その他
8 スポーツ競技会における成績 (参考業績：1件につき最大2点、教育学研究科の専攻分野関連業績については主要業績としてカウント可)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること		①国内外における競技会等において入賞	①賞状 ②記録証等 ③その他
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (参考業績：1件につき最大2点)	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	①学内の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの	②学外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されたもの	①機関からの依頼状 ②感謝状等 ③具体的な活動内容報告書 ④その他

○ 評価方法等

1. 専攻分野に関する業績1、2及び3（教育学研究科については専攻分野に関する業績と認められる場合には7及び8を含めることができる。）を主要業績群、それ以外を参考業績群とし、評価の比重は2：1とする。

2. 各評価項目の標準的点数は下記①と②を目安とするが、申請者の専門分野によっては各研究科における審議に基づいて加点又は減点することができる。

①主要業績群

学位論文又は特定の課題研究については10点、学会発表は1件につき1点、それら以外の各業績は1件につき最大2点で評価する。

②参考業績群

各業績は1件につき最大2点で評価する。

3. 同一の業績を異なる評価項目では評価しない。
4. 各業績群の評価総計の上限は、主要業績群については最大20点、参考業績群については10点とする。
5. 評価項目ごとに、大学院奨学金返還免除候補者選考に関する評価調書(様式第1)に評価内容を記入し、証明する書類を添付する。(各研究科で作成)
6. 主要業績群と参考業績群の評価点に基づき算出された総合評価点の高い順から推薦順位を決める。